

新型コロナウイルス感染症出席停止解除届

(※すべて保護者が記入してください。)

南城市立玉城小学校 年 組 児童氏名

1. 発 症 日 令和 年 月 日

2. 診 断 日 令和 年 月 日

3. 受診医療機関名

4. 体温の経過 ※無症状の感染者は、検体採取日が0日目となります。

平熱が4日目
から5日目
まで続くこと

	日にち	測定時間：体温		測定時間：体温	
※この期間は登校できません※	0日目 (発症日)	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	1日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	2日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	3日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	4日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	5日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
登校可能	6日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	7日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	
	8日目	/ ()	午前 時 分：℃	午後 時 分：℃	

(発熱期間が長く記録できない場合は、別紙に記録し添付してください。)

※最短で6日目からの登校となります。4日目から解熱(平熱)が続くことが条件です。

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※1)した後1日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

※1 症状が軽快とは、解熱剤を使わず解熱し、かつ、呼吸器症状(咳、鼻水、咽頭痛)が改善傾向にあること
【学校保健安全法施行規則第19条第2項より】

令和 年 月 日

保護者氏名 印

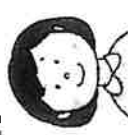
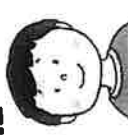
※新型コロナウイルス感染症について、学校保健安全法施行規則第19条第2項の規定により、『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』出席停止となります。

※感染の拡大を防止するためにも、出席停止期間を守って登校してくださるようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症が完治して登校するときに、「新型コロナウイルス感染症出席停止解除届」をお子さんに持たせてください。(学級担任へ提出してください。)

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

R5年度作成

例	発症後										
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1 	症状出現	症状軽減	症状軽減 1日目	症状軽減 2日目	症状軽減 3日目	症状軽減 4日目					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能				
例2 	症状出現	症状あり	症状軽減	症状軽減 1日目	症状軽減 2日目	症状軽減 3日目					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能				
例1 	症状出現	症状あり	症状あり	症状軽減	症状軽減 1日目	症状軽減 2日目					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能				
例3 	症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽減	症状軽減 1日目					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能				
例4 	症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽減					
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能				
例5 	症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽減 1日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		

《新型コロナウイルス感染症出席停止期間》

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（24時間）を経過するまで
（学校保健安全法施行規則第19条2項）

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳、鼻水、咽頭痛など)が改善傾向にあることを指します。

※発症後10日目までは、人にうつしてしまふ可能性が残るためマスクの着用をお願いします。

※発症日とは、病院を受診した日ではなく、症状が出現した日になります。

《新型コロナウイルス感染症出席停止期間》

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（24時間）を経過するまで
（学校保健安全法施行規則第19条2項）

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛など）が改善傾向にあることを指します。

※発症後10日目までは、人についてしまう可能性が残るためマスクの着用をお願いします。

※発症日とは、病院を受診した日ではなく、症状が出現した日になります。

～ 出席停止期間を守り、自宅ですっかり療養しましょう ～